

見解書・~~再見解書~~

令和5年4月 17日

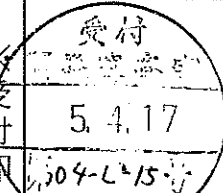
吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市中央区今橋二丁目1番1号
 氏 名 有限会社 五感
 代表取締役 浅田 美明
 電 話 番 06-4706-5190

代理人 住 所 大阪府東大阪市新家中町1番19号
 氏 名 株式会社イノベーション
 代表取締役 大竹 雄哉
 電 話 番 06-6784-8007

(法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第4項~~ 第2項の規定により、次のとおり ~~再見解~~ 見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 五感吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市	川岸町	6-2
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事務所・工場)		
意見 に対する 見解	別紙		
※受付年月日	R5年1月10日	※受付番号	第04-L15号
※備考	伺	文書取扱 責任者	
※備考 受理してよろしいですか。			※受付印 

意見書・再意見書

2/9 17時31分に市長へ

2023年 2月 11日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>・馬車輪場が住宅と非常に近いです。特に早朝、夕方以降、自転車の音、話し声がひびきます。防音対策をお願いします。 ・土日の稼働者について住環境に悪影響が出る場合、土日祝はお休みしてほしいです。 ・工事中に馬車輪場隔壁の設置をお願いします。その際日照は確保して下さい。騒音の量は尤も対策して頂きたいです。 ・歩道も作って下さい。事故防止のためお願いします。 ・工事中の土振量も対策をお願いします。 ・工事中、工場稼働後住環境に悪影響が出る場合、おやかに住民が納得できる対策を実施することを約束して頂きたいです。</p>		
※受付年月日	R5年(月)10日	※受付番号	第04-L-15号
※備考			※受付印

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 1

意見内容 ①

駐輪場が住宅と非常に近いです。特に早朝、夕方以降、自転車の音、話し声が響きます。防音対策をお願いします。

見解内容 ①

早朝、夕方に限らず駐輪場での自転車の出し入れの際の音、従業員同士の会話に関しては、従業員指導を徹底し、ご迷惑をお掛けしないよう細心の注意をまいります。

意見内容 ②

土、日の稼働音について住環境に悪影響が出る場合、土日祝はお休みにして欲しいです。

見解内容 ②

工場の稼働音が建物から漏れるような設備はなく、騒音で住環境に悪影響がでることはないと考えております。

意見内容 ③

工事中に騒音隔壁の設置をお願いします。その際、日照は確保して下さい。騒音の量に応じて対策して頂きたいです。

見解内容 ③

工事計画につきましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。その際に日影図をご用意いたしますので、あわせてご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容④

歩道を作ってください。事故防止のためお願いします。

見解内容④

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）
上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

意見内容⑤

工事中の振動も対策お願いします。

見解内容⑤

工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容⑥

工事中、工場稼働後、住環境に悪影響が出る場合、すみやかに住民が納得できる対策を実施する事を約束して頂きたいです。

見解内容⑥

工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。
工場の稼働音が建物から漏れるような設備はなく、騒音で住環境に悪影響がでることはないと考えております。万が一、悪影響が出た場合は、誠意をもって協議、対応をさせていただきます。

意見内容 ⑦

日あたりが悪くなると思います。対策はありますか。日照変化のシュミレーションを提出頂けないですか。

見解内容 ⑦

今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、日影図をご用意いたしますので改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容 ⑧

電柱は家付近にたてないで下さい。

見解内容 ⑧

事業主側で判断、設置することができません。
今後計画を進めていく中で電力会社様との協議となりますことご了承お願い致します。

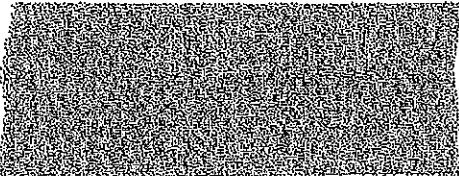
様式第8号

意見書・再意見書

2023年2月17日

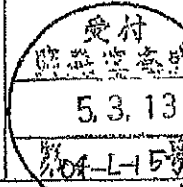
吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>・窓など開口部は1717、 有もれの原因になるので、なるべく減らして欲しい。 窓がある場合、窓意は、ドアは防音タイプにして欲しい。 ・空調の室外機設置場所は、住居側から反対側場所にして欲しい。</p> <p>・専用の電柱も使用して欲しい ↑ノイズや電圧降下の影響を減らす</p> <p>・工事の際、防音シート防音シートで現場を囲うように欲しい。 騒音計など設置をお願いしたい。</p> <p>・土日の工事は自粛して欲しい。</p>		
※受付年月日	R5年1月10日	※受付番号	第A-L-15号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 2

意見内容 ①

窓など開口部について、音漏れの原因になるので、なるべく減らして欲しい。
窓がある場合は二重窓に、ドアは防音タイプにして欲しい。

見解内容 ①

ご意見いただいた住居側に窓の設置は御座いません。火災時に必要な排煙窓の設置は御座いますが防音性のあるパネルの仕様で影響が最小限となるよう考慮しています。
ドアに関しても防音性のある鉄扉の仕様で影響が最小限となるよう考慮しています。

意見内容 ②

空調の室外機の設置場所は住居側からは離れた場所にして欲しい。

見解内容 ②

室外機は屋上にて計画しております。近隣住民様の住居より上で設置することで、影響が最少限となるよう考慮しています。

意見内容 ③

専用の電柱を使用してほしい。ノイズや電圧降下の影響をさける。

見解内容 ③

事業主側で判断、設置することができません。
今後計画を進めていく中で電力会社様との協議となりますことご了承お願い致します。

意見内容④

工事の際、防音シートで現場を囲うようにして欲しい。騒音計などが設置されると好ましい。

見解内容④

工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容⑤

土日の工事は自粛して欲しい。

見解内容⑤

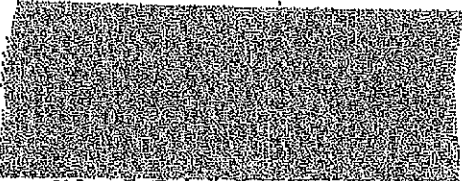
工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見書・再意見書

令和5年2月11日

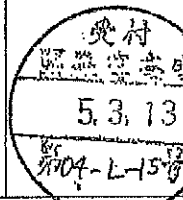
吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事				
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2				
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()				
意見の内容	<p>今回、アトリエ工場の建設にあたり、建物の設計には、近隣住民への配慮があるのに敷地と道路に対する段差が歩道の安全確保への考えが一切みられなので改善を求める。</p> <p>南側道路に駐輪場は、道路との段差を解消すると説明があつたが、社員が工場内への動線を確保せず、特に大型車両や近隣住民の利用の多い東側全面道路との段差の解消せずに駐車場や狭い歩道と境界線上に塀を設置し、車両の道路へのアクセスを設計されているのは、車、歩行者や自転車の通行における社員および近隣住民への安全確保がなされていない。</p> <p>このまま設計施行が行われた場合、絶対に事故が発生するので、改善の見解を要請する。</p>				
※受付年月日	R5年1月10日	※受付番号	第04-L-15号	※受付印	
※備考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 3

意見内容 ①

今回、アトリエ工場の建設にあたり、建物の設計には、近隣住民への配慮があるのに敷地と道路に対する段差が歩道の安全確保への考えが一切みられないので改善を求める。

南側道路に駐輪場は、道路との段差を解消すると説明があったが、社員が工場内への動線を確保せずに、特に大型車両や近隣住民の利用の多い東側前面道路との段差の解消せずに駐車場や狭い歩道と境界線上に塀を設置し、車両の道路へのアクセスを設計されているのは、車、歩行者や自転車の通行における社員、および近隣住民への安全確保がなされていない。

このまま設計施工が行われた場合、絶対に事故が発生するので、改善の見解を要請する。

見解内容 ①

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）

上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

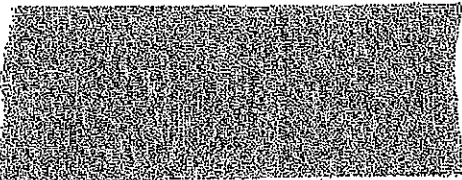
様式第8号

意見書・再意見書

2023年2月12日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. 道路(北東)の歩道を確保してほしい。 100m程度から 2mの歩道(水路上)が有るが途中で無くなり 車道を歩く様になってます。 建物が増えるので人並みが必要。水・自転車との共有を確保したい。 地域への通学と利用しているのが非常に危いといえます。 歩道との距離を確保し、歩道幅を道路から10m程度に確保 (2m) 確保してほしい。 同様お願いいたします。 地域住民の安全を第一に考え下さい。 3か所 確保してほしい</p>		
※受付年月日	25年1月10日	※受付番号	第04-L15号
※備考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 4

意見内容 ①

道路（北東）の歩道を確保してほしい。

トップ産業から2mの歩道（水路上）が有るが途中で無くなり歩道を歩く様になっています。建物が建つことで人通りが多くなり、又、自転車との共有も出来ないし、学校への通学と使用しているので非常に危ないです。歩道として出来なくても、境界ぎりぎりではなく、1m程度道路から内側に壁を設置する様お願いします。

地域住民及び、五感さんの社員の安全を第一に考えて下さい。

見解内容 ①

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）

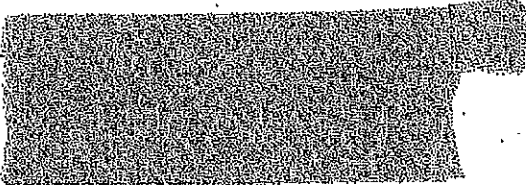
上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

意見書・再意見書

2023年2月13日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>歩道を確保し、安全に通行できる様に して下さい。 今でも危険で怖い状態です。</p>		
※受付年月日	25年1月10日	※受付番号	第04-L15号
※備考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 5

意見内容 ①

歩道を確保し、安全に通行できる様にしてください。今でも危険で怖い状態です。

見解内容 ①

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）

上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

意見書・再意見書

2023年2月14日

吹田市長宛

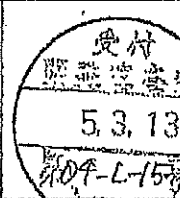
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 第1項 第3項
見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>24時間の操業はしないという口約束は不安です。自治会との念書をお願い致します。</p> <p>年中無休は反対です。</p> <p>休業日も明確にお願い致します。</p>		
※受付年月日	25年1月10日	※受付番号	第4-L-15号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 6

意見内容 ①

24時間の操業はしないという口約束は不安です。自治会との念書をお願い致します。
年中無休は反対です。休業日を明確にお願いします。

見解内容 ①

新工場での新規雇用も計画しており、働いていただく皆様のご意見、ご希望があるなかで、工場の休業日を明確にすることは申し訳ございませんが出来かねますことご理解賜りますようお願い申し上げます。また、現時点において24時間稼働は予定しておりませんが、今後、日本そして世界の労働環境の変化は多様化していくことが予想されます。その中で、必要に応じ、変化に柔軟な対応ができる企業であること、労働環境を整備することは、企業の責任であると考えております。

意見書・再意見書

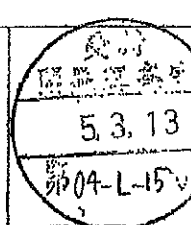
2023年2月19日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>道路側歩道について、子供達の通学路であり、地域のみなさんにとって重要な歩道である。</p> <p>トピア産業横の歩行幅を全にわたって確保されたら、急に狭くなることにより、交通事故が多発するとは、想像に固くなると思われる。</p> <p>トピア産業横の広さを確保して下さい。</p> <p>又、五感さんが工場建設されることは、今後の地域発展の一助になるものと期待しております。歓迎する立場でおります。</p>		
※受付年月日	R5年1月10日	※受付番号	第04-L-1号
※備考			※受付印 

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 7

意見内容 ①

道路側歩道について、子供達の通学路であり、地域のみなさんにとっても重要な歩道である。トップ産業横の歩道幅を全てにわたって、確保されたり、急に細くなることによって、交通事故が多発することは、想像に固くなると思われる。トップ産業横の広さを確保して下さい。又、五感さんが工場建設されることは、今後の地域発展の一助になるものと期待しております。歓迎する立場であります。

見解内容 ①

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）
上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

意見書・再意見書

5年3月 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項、第3項の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市川岸町アトリエ 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 川岸町6-2		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◦通学時内帯工事はしない事 ◦通学路の歩道を確保する事 ◦側溝に蓋をし土地を削り今有る歩道の巾を延長し歩道を確保する事 ◦従業員数は ◦車の出入の台数は大型、中、小 ◦近くに大型の駐車場があるため出入する際いかドマンを立てること、路上駐車は絶対しないこと、 ◦自治会会費を払う事。 ◦災害が発生した場合避難場所として使用出来る事 		
※受付年月日	R5年1月10日	※受付番号	第04-L-15号
※備考			※受付印 受付 開発課査査室 5.3.20 第04-L-15号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書 8

意見内容 ①

通学時間帯の工事はしない事。

見解内容 ①

工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容 ②

通学路の歩道を確保する事。

見解内容 ②

当該敷地の東側道路に関しましては、近隣住民の皆様及びお子様の安全を最大限に配慮するため、別紙の通り、道路境界より当該敷地50cmを無償提供することで、現在ある歩道とあわせて、約1m50cmの歩道としてご利用いただけるよう計画致します。（※別紙参照）
上記計画は、近隣の皆様の安全確保かつ、当該施設運営が可能である建築計画の最大限の検討結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

意見内容 ③

従業員数は？

見解内容 ③

工場稼働後の従業員は1日あたり30～50名を予定しております。

意見内容④

車の出入の台数は？大型、中、小

見解内容④

出入りする車の種目は、4t車、2t車、乗用車、ハイエースバンを予定しております。自社及び業者あわせて、1日あたり15～30台程度の出入りを予定しております。また季節により、1日あたりのそれぞれの台数及び総数は、変動する可能性があります。

意見内容⑤

近くに大型の駐車場があるため出入する際にガードマンをたてること。路上駐車は絶対にしないこと。

見解内容⑤

工事計画に関しましては、今後の「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明にて、改めて詳細をご説明させて頂きたいと考えます。

意見内容⑥

自治会費を払う事。

見解内容⑥

自治会費はお支払い致します。
よろしくお願い申し上げます。

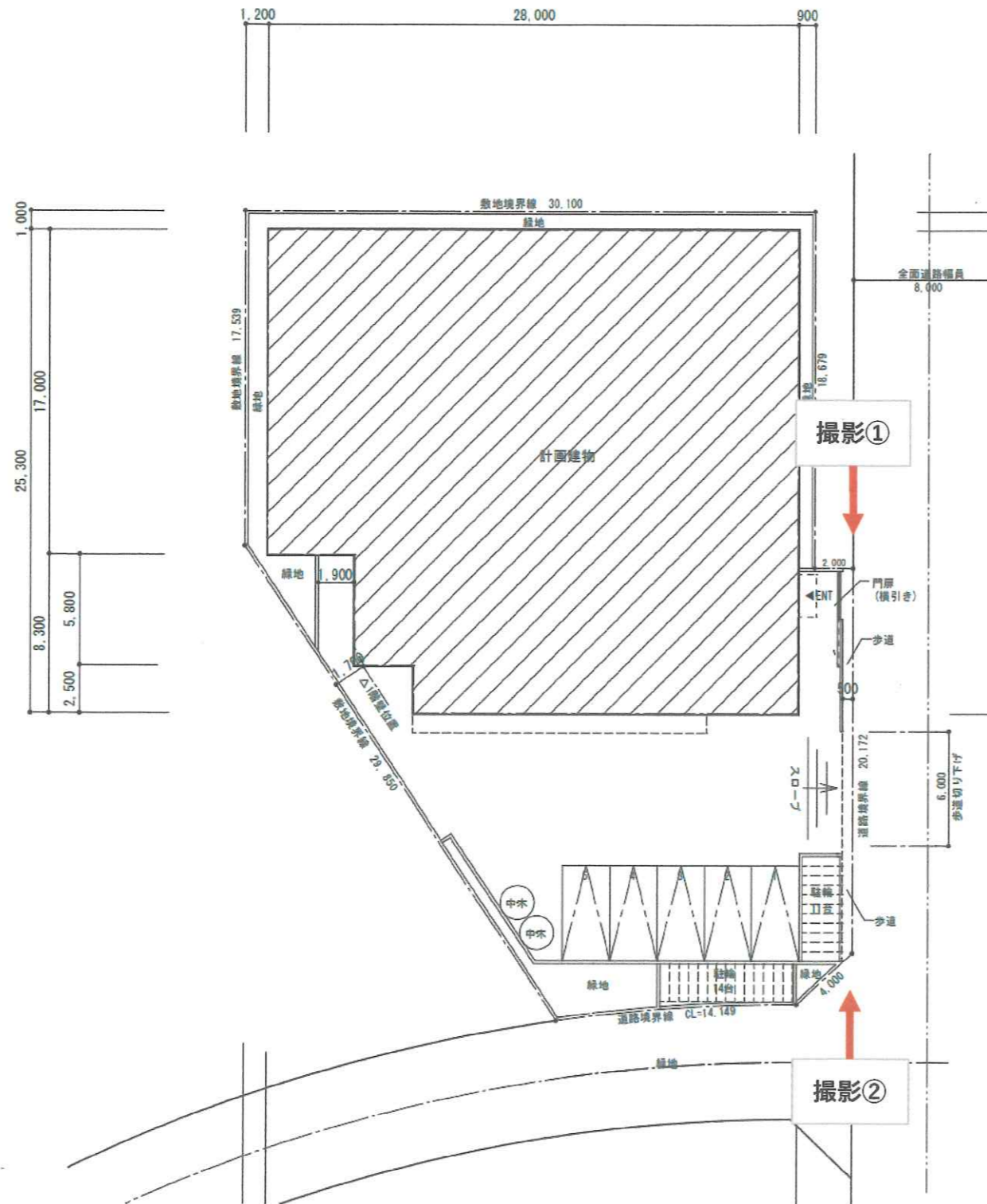
意見内容 ⑦

災害が発生した場合、避難場所として使用できる事。

見解内容 ⑦

当該施設の用途は、菓子の製造及び保管となります。施設内においては、機械や作業台、台車、ラック等が多数あること、かつ食品衛生安全上の観点から、緊急避難場所としての提供は検討しておりません。但し、特別な災害時において、行政また自治会からのご要望、ご要請があった際の近隣住民様へのできる限りの協力は、企業の責任であると考えております。

別紙添付資料 (歩道：現状→工事完了後)



現状①



現状②



工事完了後②

